

介護保険施設の整備計画について（名古屋圏域）

1 名古屋圏域の整備状況と第4期愛知県介護保険事業支援計画における整備目標

施設種別	平成22年9月末現在 (a)	第4期計画における整備目標			22年度差引数 (d) = (b) - (a)	23年度差引数 (e) = (c) - (a)
		21年度	22年度(b)	23年度(c)		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	5,719人 (63施設)	5,699人	5,939人	6,179人	220人	460人
介護老人保健施設	5,967人 (61施設)	5,809人	6,009人	6,209人	42人	242人
介護療養型医療施設	932人 (18施設)	927人	927人	0人	5人	932人
介護専用型特定施設	764人 (12施設)	766人	766人	766人	2人	2人
混合型特定施設	3,141人 (8施設)	3,001人	3,141人	3,211人	0人	70人

2 事前相談票の提出があった整備計画

施設種別	事業者数 (施設数)	整備希望 定員数(f)	22年度整備 目標数(g)	22年度目標 差引数(g-f)	23年度整備 目標数(h)	23年度目標 差引数(h-f)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	8法人 (8施設)	686人	220人	466人超過	460人	226人超過
介護老人保健施設	5法人 (5施設)	375人	42人	333人超過	242人	133人超過

3 整備目標に対する事前相談の整備計画の調整（案）

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

整備希望数を含めると22年度、23年度の整備目標数を超過するが、名古屋市が公募した事業計画の採択であること、また、名古屋市の「特養への入所申込者が増加している状況もあり、国の介護基盤の緊急整備の趣旨に沿って、第5期計画の整備計画を前倒しして整備を行いたい。」とする意見を考慮し、8施設の整備を承認することとする。

(2) 介護老人保健施設

整備希望数を含めると22年度、23年度の整備目標数を超過するが、名古屋市が公募した事業計画の採択であること、また、名古屋市の「施設・居住系サービスの入所申込者が高い数値で推移していること、病院から在宅へスムーズに復帰するための中間施設が不足していること、また、国の介護基盤の緊急整備への取組に基づき、第5期計画の整備計画を前倒しして整備を行いたい。」とする意見を考慮し、5施設の整備を承認することとする。

国の介護基盤の緊急整備に関する考え方

全国において第4期計画で既に計画されている特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、ケアハウスの整備量の合計が約12万人であるところ、第4期計画期間中において、さらに1年分、約4万人分の上乗せを行い、3年間で合計16万人分を目標として整備を推進する。

4 整備状況

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

22.10.1				22.10.1				
特養	定員数	高齢者人口	定員率	特養	定員数	整備案	高齢者人口	定員率
中村区	140人	33,539人	4.17	千種区	160人		32,884人	4.87
千種区	160人	32,884人	4.87	瑞穂区	140人		24,580人	5.70
瑞穂区	140人	24,580人	5.70	昭和区	140人		22,191人	6.31
昭和区	140人	22,191人	6.31	中村区	140人	100人	33,539人	7.16
北区	320人	39,545人	8.09	北区	320人	101人	39,545人	10.65
南区	360人	35,134人	10.25	中区	190人		13,911人	13.66
中川区	564人	45,400人	12.42	西区	454人		31,627人	14.35
中区	190人	13,911人	13.66	中川区	564人	110人	45,400人	14.85
緑区	587人	41,840人	14.03	守山区	500人		33,566人	14.90
西区	454人	31,627人	14.35	南区	360人	185人	35,134人	15.51
守山区	500人	33,566人	14.90	緑区	587人	90人	41,840人	16.18
名東区	450人	27,180人	16.56	名東区	450人		27,180人	16.56
東区	250人	15,002人	16.66	東区	250人		15,002人	16.66
天白区	483人	27,485人	17.57	港区	650人		31,197人	20.84
港区	650人	31,197人	20.84	天白区	483人	100人	27,485人	21.21
熱田区	331人	15,024人	22.03	熱田区	331人		15,024人	22.03
	5,719人				6,405人			

(2) 介護老人保健施設

22.10.1				22.10.1				
老健	定員数	高齢者人口	定員率	老健	定員数	整備案	高齢者人口	定員率
昭和区	84人	22,191人	3.79	7 昭和区	84人		22,191人	3.79
東区	72人	15,002人	4.80	2 東区	72人		15,002人	4.80
北区	254人	39,545人	6.42	1 千種区	260人		32,884人	7.91
千種区	260人	32,884人	7.91	3 北区	254人	90人	39,545人	8.70
瑞穂区	225人	24,580人	9.15	8 瑞穂区	225人		24,580人	9.15
西区	300人	31,627人	9.49	4 西区	300人		31,627人	9.49
中村区	388人	33,539人	11.57	9 熱田区	200人		15,024人	13.31
熱田区	200人	15,024人	13.31	14 緑区	592人		41,840人	14.15
緑区	592人	41,840人	14.15	13 守山区	488人		33,566人	14.54
守山区	488人	33,566人	14.54	5 中村区	388人	100人	33,539人	14.55
中川区	675人	45,400人	14.87	10 中川区	675人	80人	45,400人	16.63
南区	579人	35,134人	16.48	16 天白区	480人		27,485人	17.46
天白区	480人	27,485人	17.46	11 港区	569人	5人	31,197人	18.40
港区	569人	31,197人	18.24	15 名東区	525人		27,180人	19.32
名東区	525人	27,180人	19.32	12 南区	579人	100人	35,134人	19.33
中区	276人	13,911人	19.84	6 中区	276人		13,911人	19.84
	5,967人				6,342人			

「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」（抜粋）

（目的）

第1 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護保険施設等（第2第一号から第四号に定めるものをいう。以下「施設等」という。）の認可、許可、指定及び届出の受理（以下「指定等」という。）に係る手続きに当たり、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領（平成14年4月1日）第1条及び第3条(3)に基づき、関係機関等から意見聴取及び関係機関等相互の連絡調整等（以下「意見聴取及び連絡調整」という。）を行い、もって指定等に係る手続等の公正を図るとともに、円滑な事務処理を行うことを目的として、この取扱要領を定める。

（意見聴取及び連絡調整を行う事項）

第2 愛知県圏域保健医療福祉推進会議（以下「推進会議」という。）においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う。

ただし、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）の転換先の施設等の指定等に関する事項を除く。

- 一 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（地域密着型（法第8条第20項）を除く。）
老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号。）第15条第6項の特別養護老人ホームの認可に関する事項及び法第48条第1項の指定に関する事項
- 二 介護老人保健施設
法第94条第5項の許可に関する事項
- 三 介護療養型医療施設
法第107条第4項の指定に関する事項
- 四 特定施設（地域密着型（法第8条第19項）を除く。）
法第70条第3項及び第4項の指定に関する事項及び法第75条の変更の届出等のうち指定利用定員が増加する届出に関する事項
（以下、略）

（既存数の公表）

第3 療養病床から転換したものを除く施設等については、高齢福祉課において毎年3月31日と9月30日現在の指定入所定員総数等（以下「既存数」という。）を明らかにした別表を公表する。ただし、推進会議において適当である旨の意見があり、整備することを承認した施設等が指定等に至らない場合であっても、既存数に算入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、混合型特定施設の既存数は、当該施設の総定員数のうち特定施設として指定された定員数に0.7を乗じたものとし、端数は切り捨てる。

（事前相談）

第4 第2の各号に規定する指定等を受けようとする者（以下「設置予定者」という。）は、整備予定の施設等の概要を記載した事前相談票（介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定施設にあっては様式1及び様式1-1、介護療養型医療施設にあっては様式1及び様式1-2）を当該施設が所在することとなる市町村（以下「当該市町村」という。）及び福祉相談センター地域福祉課へ次の各号に定める日までに提出しなければならない。

なお、市町村が公募等により設置予定者を選定する場合、市町村が設置予定者に代わって事前相談票を福祉相談センター地域福祉課に提出するものとする。

- 一 前年度の3月末日の既存数が公表されてから当該年度の5月末日まで
- 二 当該年度の9月末日の既存数が公表されてから11月末日まで

2～3 （略）

（意見聴取及び連絡調整の基準）

第5 第4第1項に規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 法第118条に基づく介護保険事業支援計画におけるそれぞれの施設種別（介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。）の圏域毎、年度毎の整備目標値（必要入所定員総数又は必要利用定員総数）から既存数を差し引いた数の範囲内であること。ただし、施設等の円滑な整備の促進のため、計画の最終年度の整備目標が適当とするなど圏域内の全市町村が必要と認める場合はこの限りでない。（以下、略）
 - 二 圏域内においてバランスのとれた施設配置であること。この場合、当該施設種別の整備率（当該市町村に設置されている施設の定員の合計数（着手しているものを含む。）/当該市町村の事業計画上の利用見込量×100）の低い市町村に立地するものを優先することとする。
- 三～四 （略）

（指定等）

第7 第2の各号に規定する指定等に当たっては、推進会議における意見聴取及び連絡調整の結果を尊重するものとする。

（名古屋圏域における取扱特例）

第9 名古屋圏域においては、この要領中「福祉相談センター地域福祉課」とあるものを「高齢福祉課」と読みかえる。

2 名古屋圏域においては第4第3項の規定にかかわらず、事務局案の作成及び関係団体・関係機関との調整は高齢福祉課と名古屋市が協力して行う。

3 名古屋圏域においては、第5第二号中「市町村」とあるものを「区」に読みかえることができる。

（以下、略）